

第1回滋賀県子ども若者審議会子ども・子育て支援検討部会 会議概要

- 1 日 時 令和元年7月3日（水） 9時30分～11時30分
- 2 場 所 大津合同庁舎7-D会議室
- 3 出席委員 上田薫委員、岡本明美委員、川端あゆみ委員、鹿田由香委員、
田川雅隆委員、武田功正委員、中西健委員、西澤幸子委員、
平井千恵子委員、藤井登喜男委員、宮城智美委員、渡部雅之委員
(五十音順)

【議事内容】

- 1 開会 局長あいさつ
- 2 淡海子ども・若者プラン次期計画策定について
- 3 淡海子ども・若者プラン次期計画検討の流れについて
- 4 淡海子ども・若者プラン次期計画（2020年度～2024年度）の概要について
- 5 淡海子ども・若者プラン（現行計画）取組状況について
- 6 子ども・子育て支援検討部会におけるとりまとめについて

(事務局) 本会議の委員14名のうち12名の方に御出席いただいております。審議会規則第4条の第3項の定める開催要件を満たしているため、御報告をさせていただきます。

(事務局) 続いて本日の資料を確認させていただく（各委員配布資料確認）。また、本日の会議については、本県において附属機関の会議の公開等に関する指針を策定しており、原則公開することとされていることから、公開とさせていただきますのでよろしくお願ひする。

次に、当部会の部会長については、審議会規則第5条第3項により、既に渡部委員が会長より指名されている。

また、部会の議長については、審議会規則第4条第2項を準用する第5条第7項の規定に基づいて、部会長が議長となることとされているため、ここからの進行は渡部部会長にお願ひする。

(部会長) 次第2の「淡海子ども・若者プラン次期計画策定について」および次第3の「淡海子ども・若者プラン次期計画検討の流れについて」事務局から説明をお願ひする。

(事務局) (資料1および資料2に基づき説明)

(部会長) ただいま説明があったのは、本部会開催の目的であるが、これからどのような議論をしていただくかということについては、次の次第4を説明いただいた方がわかりやすいと思う。もし何か質問があれば遡って質問いただいて構わないので、次第4の「淡海子ども・若者プラン次期計画（2020年度～2024年度）の概要について」事務局から説明をお願いします。

(事務局) (資料3に基づき説明)

(部会長) もう一度確認させていただくと、様々な国の法律等があり、それを具体的な施策に落とし込み、分けていくと、資料3のようなたくさん項目が浮かび上がってくるということである。これは現行プランでも同じような形で具体的な施策が並んでいる。これを審議会の本体で全てをやる訳にはいかないもので、部会が設置されているということである。

本部会に関しては、資料の丸印の付いている所を担当するが、一部今説明あったように、例えば(3)共生社会のところは、これは、時期的・年齢的に青少年の部会と重なるところもある。それから、内容的には恐らく他の部会と重複してくるところ、例えば虐待等でも関係してくるところもあるかと思う。委員の先生方の御意見の中には、他の項目に関係することも出てこようかと思うので、それは意見として出していただければと考えている。それを調整させていただくのが本体の審議会ということになるので、余りとらわれずに、それぞれの専門領域に関して意見をいただければと思っている。

各委員にお願いしたいのは、それぞれのカバーする専門領域の中で、近年どういうことが問題になっているのか、あるいはこれから事務局から現行プランの進捗状況を報告いただくが、どういうところが順調で、どういうところに不備があったのか、そういうことについて御意見をいただければと思っている。

ここまでのところで何か御質問等ございますか。よろしいか。

それでは残りのところになるべく時間をかけて、今日は是非一人ひとり意見を一度以上はいただきたいので、次に進ませていただく。

次第5の「淡海子ども・若者プラン（現行計画）取組状況について」事務局から説明願う。

(事務局) (資料4に基づき説明)

(部会長) 今の説明は現況の説明で、これをどのように具体的な提言に反映させていくかということについては、次第6で意見をいただくので、現在の進行状況について確認しておきたいことや意見があれば、出していきたい。

(部会長) 遡って御指摘いただいても結構なので、次第6に入らせていただく。

この「子ども・子育て支援検討部会におけるとりまとめについて」事務局の原案を用意していただいたので、まずそれを説明いただき、それに基づいて委員の先生方から御意見等をいただく形で進めてまいりたい。事務局から説明願う。

(事務局) (資料5に基づき説明)

(部会長) この取りまとめは、本部会の取りまとめとして作成させていただいている。これを審議会に提出して、新しいプランとして策定するという流れになる。

これから大体1時間ほど、皆様から御意見をいただこうと思うが、まずは現状について御確認いただく。それから、それを踏まえた方向性について考えていただき、具体的な施策について御提言をいただくということになる。御専門の領域について、詳細にお目通しをいただいて、御指摘をいただければと考えているので、御意見を願います。

(委員) この資料は皆さんが初めて御覧になるということですね。正直言って無理だと思う。これで意見を言えというのは難しい。仮に資料ができているのであれば、事前に配付して、しっかり見た上で、何についてどう思うかというように話をしていかないと、この会議は成り立たないだろうと思うので、次回はそのようにしていただきたい。

それと、就学前の子どもたちが行く場所は、保育園、幼稚園、こども園、更には小規模保育所、家庭的保育所、事業所内保育所等、色々あるが、ここでの言葉遣いがわかりづらい。例えば、8ページの上の、幼稚園の児童数の推移では、幼稚園に通っている子どもの数であるというのは何となく想像がつくが、保育所等というのはそれ以外という意味でとらえればよいのか。小規模保育所とか事業所内保育所も含めている数字になるのかがわからないので、言葉を統一していただかないと、具体的な方策はつくれないだろうと思う。御検討いただければありがたい。

もう1点、9ページの下、就学前児童の居場所というところの数字は、幼稚園以外のところに就園している数字なのかどうか、御説明いただきたい。

最後のところで、例えば、障害をお持ちの方が年々増えているということも書いてあり、それについてしっかり対応しなければいけないと書いてあるが、どの点をどのように対応するという具体案が全くない。滋賀県として全部はできないが、これは頑張るんだと。

また、この数字が多いか少ないのかがわからない。時系列でどうなっているのか、他府県とどういう比較をしたらよいのか、数字の持つ絶対的な意味というのがよくわからないので、県で御検討いただいて、もう少しわかるようにしていただきたいのと、具体的な施策について、どう判断をするのかというところにつなげていかないといけないのではないかと思う。

(事務局) 資料の事前配布ができていなかったことについて、お詫び申し上げます。次回は事前に目を通していただいたうえで、御意見をいただくようにしたい。

言葉の使い方については、幼稚園、保育所、認定こども園などがあるが、グラフの下の方で注釈を入れるなど、もう少しわかるようにしたい。

9ページの児童の居場所であるが、例えば、3歳児で言うと、下から保育所に入っている方が38%、こども園が14.8%、幼稚園が26.6%となっており、約8割の方が就学前の教育・保育施設に入っている。約2割の方が在宅になる。3～5歳児では、滋賀県の場合、概ね9割近くの方が、就学前の教育・保育を受けていることになり、0～2歳児では、概ね3割くらいの方が就学前の教育・保育施設に入っていることになる。全国的に見ても同様の傾向であると思う。このような数値の見方になる。

また、数値等についても、もう少しわかりやすい表示に改めていければと思う。

(委員) その就園の問題、実は大きな問題だろうと思っている。0～2歳児の約3割と、3歳以上児の約9割が就園をしている。0～2歳児の就園率が低いというのは、全国では高いところが沢山あって、40数%ぐらいの就園率のところもある。東北や北陸、四国も非常に高い就園率である。そのような中において、ここが1番ポイントで、数値目標のところに出てくる数値としての根拠ある数値であろうと思うが、国としては目標を掲げているので、滋賀県としては、その就園率を今3割だとすれば、4割まで行くと考えて、だから施設整備はここまでするという話につながっていかないと意味がないのだろうと思う。資料4に数値目標の進捗状況があるが、ここに出てくる数字というのは、県全体としてはそういう見方ができる。

確かに市町の合算で出てくる数字もあろうかと思うが、政策的に言うと県としてこれ目指すからこれだけの整備が必要だとか、例えばこれだけの保育士さんが必要であるということをお睨んだ上での政策を持っていかないとはいけないだろうと思うので、その辺のところはできるだけ明らかにして、立てにくいとは思いますが、だからこそ政策・施策になるのだろうと思うので、よろしくお願ひしたい。

(部会長) 他の委員の先生方も資料に目を通していただいたと思うので、それぞれの観点から御意見をいただければと思う。

(委員) 資料について、私も是非事前に配付をお願いしたいと思う。私は少子化対策も労働局、厚生労働省としてやっているが、労働者の子育て支援対策の中で、やはり働き方改革の推進が大きなテーマになっている。

今、非常にホットな対策になっているが、滋賀県の場合、なぜ子育て支援、次世代育成支援の課題があるのか、どういう課題があるのかというと、やはり男性の長時間労働がネックになっていると思う。

滋賀県の労働者の年平均の総実労働時間は、1,770 時間で、全国の平均 1,781 時間とそう変わらないが、先ほどの資料の中にも、育児世代である 30 歳代の男性で週 60 時間以上働く方の割合が、非常に高く約 18%ある。5 人に 1 人が週 60 時間以上働いており、換算すると 1 日 12 時間働いているということになる。そうすると、家庭に帰って育児や家事をする余裕がない。だからその家事・育児の負担が、妻である女性の方にかかってしまう。女性は非正規雇用率が非常に高いが、裏を返してみれば男性がそれだけ長時間働いているので、フルタイムで働けない。家事・育児をする時間を確保するために、パートで働かざるをえないということも言えるかと思う。

今働き方改革で、長時間労働の是正ということで労働局が取り組んでいるが、やはり特に育児世代の若い 30 代・40 代の男性に長時間労働を止めて、家事・育児に積極的に参加するというのを県としても、前面に対策を立てて進めていただきたいと思う。

あと、少子化に対する危機感が、社会全体で依然として不足していると思う。今、日本の少子高齢化というのは、非常に重い課題で、将来の世代に対する負担が先送りになっている状況であるが、社会全体で少子化を食い止めるための共通理解であるとか、協力体制が必要だと思っている。

やはり地方公共団体が中心になって、その地域の若い人、子育て世代に対する支援を拡充していく必要があると強く思う。滋賀県だけではなくて、管内の市町を含めて、それぞれの地方公共団体が、ぜひ若い人が住みたくなるようなまちづくりを、それぞれの地方公共団体で進めていくべきだと思う。

子育て世代に対する支援というのは、ハードもありソフトもありと、色々対策があるが、全国の都道府県の中には、合計特殊出生率が 2.8 と全国平均の倍以上出生率が高いところもある。そういった地方公共団体が行っている対策なども参考にしながら、滋賀県でできる対策を考えていくべきではないかと思う。

労働局としては、今働き方改革を最重点で進めている。一つは長時間労働の是正であるが、もう一つは、柔軟な働き方の推進ということで、例えば非正規であっても働いた実績とか貢献に応じて、個々の納得できる処遇が受けられるようにするとか、非正規の方であっても正規に転換できるとか、できるような仕組みをつくるとか、非正規と正規の不合理な処遇格差を解消していくとか、そういったことに取り組んでおり、これは法律に基づいた対策であるが、それに関する対策も滋賀県で重点を置いて、考えていただければありがたい。

(部会長) 今御指摘いただいたのは、主に資料 5 の 29 ページからのワーク・ライフ・バランスの辺りの御意見ということである。

(委員) 今、委員の意見があったが、私は企業を代表して来ているので、少し補足した

いと思う。先ほどの男性の長時間労働であるが、やはり働き盛りの方は、子どももできて、生活していかなければならないので、残業を少なくする（時間短縮）ことは大変難しいと思っている。

労働時間の短縮というのは、企業でも継続して取り組んでいるところであるが、その中で、サラリーをどうやって稼ぐのかというところを改善していかなければならない。今行われている働き方改革でも、色々な取組があるが、それを製造業に落とし込むとなると、なかなか難しいところがある。資料5の18ページにあるワーク・ライフ・バランスというのは、本当にこれは制度として推進していかなければならないが、なかなか定着しない、広がっていかないというところを、どのように広げていくのか、もう少し考えていかなければならない。

我々が今困っているのがやはり雇用の確保である。グローバル化で色々な国の方が来ているが、それだけでは足りないので、労働力の確保というところを絡めて、雇いを確保するためには、こういう制度をしっかりと生かして、アピールして働く方に理解してもらって、来てもらうということが必要であると思っている。

労働時間の短縮と合わせて、ワーク・ライフ・バランスの取組をしっかりと県民の皆さんに理解してもらって働いていただく。様々なところで研修等が行われると思うので、少しでもそういうことを話していただければと思うし、冊子等も配布していただければよいと思う。

(委員) 幼稚園から見ると、8ページで入所児童数が減ってきている。この数字を見ると少子化ということもあるが、一方で、保育園の保育率が上がっていることを読み取れる。

幼稚園も、無償化が始まるということで、働く母親が増えることが予想されることから、預かり保育を充実させていこうということで、大津市でも、月64時間以上就労している方のみという条件もあるが、毎日預かりを夏休みにさせてもらうこととしている。

保育ニーズが10月以降に増えていくと予想され、保育園も整備されてきているが、保育の質も向上していかなければならないので、保育の人材確保ということをお願いしたいと思っている。

保育に係る先生の数もそうであるが、保育の質も上げていきたいというところがあり、私たちが若い先生たちを育てていかなければならず、人材育成が課題と思っている。

(部会長) 今2人の委員から御指摘いただいたのは、ワーク・ライフ・バランスのところである。県で用意されているこのたたき台によると、今御意見いただいたところでは、例えば数値目標にもあるが、ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録を推進していくところや、企業・労働者への啓発活動が書き込まれていると思う。

数値目標で言えば、企業の登録数も順調に伸びているようであり、非常に低いとはい

うものの、男性の育児休業の取得率も一応目標値には、徐々にではあるものの近づいてはいるが、それをもっと飛躍的にとか、もう少し積極的に書き込むようなことがあるのか、御意見があれば、後日事務局に具体的な表現としてお伝えいただけると、恐らく事務局はすごく助かるのではないかと思うので、本日もしそこまで踏み込むことができるければ、後日御意見をいただければと思う。

例えば、私の個人的な思いで言うと、30 ページにあるワーク・ライフ・バランス企業の登録について、県のホームページで紹介とあるが、登録数を増やしてホームページで紹介しても、一体誰が見るのかということもあるので、それをいかに周知し、活用していく仕組みづくりをしていくかというところで、予算を計上するのであれば、もう少し考えがないのかという思いもある。私は全然専門ではないのでわからないが、そういう御意見をいただければと思う。

それから、多様な保育ニーズへの対応という御意見もいただいた。これは色々なところに出てくるのであるが、数値目標にも一時預かり事業の利用者数というようなところがあり、目標値も市町の積み上げなので、一桁まで細かい数値があるが、県として目指すべきところというような目標値であるべきなのか、やはり県の立場としてはこうあるべきという御意見も含めていただければと思う。

あと、実際にこれを実現していくための具体的な施策について、多様な保育ニーズのところでは、「促進します」が沢山出てくるが、どのように促進していくかについても、これは取組の具体例であるので、もし良い知見があれば御意見をいただければと思っている。

(委員) 資料5の19 ページから20 ページの、子ども・子育てをめぐる課題というところで少し意見をさせていただく。

私たち滋賀子育てネットワークは、家庭で育児をしている母親の支援をしてきたが、昨今、子どもの数自体が減っていることや、色々な園に入園され、家庭で昼間に子育てをしている方がすごく減っているので、お客様が減ってきているという状況にある。

そのような中、私たちが活動を始めた頃は、先の見えない、いつまでこの孤立が続くのかということに寄り添うような支援を一生懸命訴えてきたが、今では有期の期限付きの育児ということで、1年間家に居られる育休中の間に、いかに育児を楽しむか、そして、どうやって会社に戻っていくのかというところに重きが置かれ、私たちの活動自体も岐路に立たされている状況である。

その中で、心配なのは子どもが置いてきぼりになってないか、子どもに寄り添うのは一体誰なのか、保育所なのか、母親なのか、父親なのかということで、とても心配に思っている。

なおかつ、親の寄り添いについて、今までは支援センターでオープンデーをやって、保育者がいつでも来ていいよ、心配なことがあったら私たちに言ってね、という支援だ

ったのが、かなり多様化して、働く親の支援が保育所で、親の不安に寄り添えるのだろうか。ものすごくハードな子育ての保育の現場で、支援センターのような母親の不安を全て丸ごと抱きしめるような寄り添いができるのかという心配も今抱えている。

自分の首を絞めるようであるが、昔の子育ての不安に寄り添う力を、もう少し働く母親の、もしくは子どもの寄り添いに変えられないのかと思っている。子育て支援センターは沢山あり、そこには保育士も沢山おられる。もっと元気な母親は、地域で同じような母親の集まりでカバーして、その力を子育てのしんどい方とか、働いている方に向けていただきたいと思う。

そういう意味で、支援の充実を図るバロメーターとして、出産して育児を始めた0～2カ月ぐらいの段階で、どうやって支援に結びついたかという数値を取ればお願いしたいと思う。例えば支援センターにアクセスした人が何人いたとか、産後教室に何人こられたとか。子育ての早い時期に、市の支援につながったという方は、それ以降の支援にもつながりやすいと思うが、そこに信頼を置けない母親は、支援からどんどん遠ざかってしまうので。利用率とか難しいと思うが、支援にたどり着いた方が何人いるか、検診でもよい。その後、その方々がもし順調に育てば、支援には一生関わらないかもしれないが、支援があるというお守りがあることで、安心して子育てに向かえると思うので、早期での妊娠期から出産後1～3カ月ぐらいの、支援への接点というのがもう少し率的に上がったり、厚くなればよいと思った。

最後に、県自体ができる滋賀県らしさというところでは、市町のよいところをどんどんPRして、この市はこんなことをして伸びたとか、この町はこのような工夫をしているということを、県として持ち上げて、できれば全国に向かって滋賀県をPRして、私たちのモチベーションをアップさせて、なおかつ全国から人口流入していただけるような。若い県なので、他の県と比べて滋賀県全体がイメージだけでもすごく頑張っているということが伝わることに力を入れていただければと思う。

(委員) 資料5を見させていただいて、11 ページの理想の子どもの数が3人という数字がすごく多い。でも実際は2人しか産めなかったということの中に、やはりお金がかかるという問題もあるが、理想の3人が実際持つ子どもの数になるように、ここを重点的にやってもらいたいということがある。

子育て世代の残業、男性の残業が多いということであるが、学童保育の指導員でも、小さな事業所でも働き方改革のことがあって、土曜保育に出たら、日曜日に研修があれば、必ず次の週は有給休暇を取って休むように指導していても、特に男性指導員は、残業があつての給料という考え方もあり、なかなか休みを取らないで、土日の仕事にも積極的に出ているということもある。基本的な収入の問題も大きく絡んでいるのではないかとということもあるので、理想の子どもの数である3人を持っていただけるようにしっかり援助すれば、少しは対策になるのではないかと思っている。

私自身もそうであるが、2人から3人の子どもになる時に1番大きい問題は、昼間は色々な支援があっても、夜、家庭の中で食事・生活の場面での応援というのはもうパートナーしかないわけで、その応援は行政がしていくわけにはいかないので、パートナーにしっかりやってもらいたいと思う。

4人子どもが欲しい時には、上の子どもが面倒を見て、5人、6人になっていくと、どんどん上の子どもが下の子どもたちを育てていくということになると思う。実際に学童保育の現場に出ても、上の子どもが子育てしているというのは、本当に目に見えてある姿なのでそう思った。

それと、学童保育の現場は、本当に子どもが増えている。増えているし、辞めていけないという現実があるが、低学年の1～2年生であれば、学年の半分が学童保育に通っており、全学年で言えば3分の1は通っている。数値目標が現実に見合っているのかどうか、見ていただきたいと思っており、小さな小学校であれば、ほぼ家に帰っても友達がいらない、帰る子供もいないということで、半数以上の子どもたちが学童保育に来ている。小規模の小学校だから学童保育の利用数が少ないのではなくて、比率で言うと高くなっているという現実があるので、そこから見て目標値の設定はこれでいいのか見直していただきたいというところがある。

(委員) 資料5の15ページのところで、10月から幼児教育・保育の無償化が始まると、市町に実質的な負担がかかってくると思っているが、県の施策で国の制度を上回るような仕組みがつかれないのかと思う。

また、市町の事業が大半であり、そういう意味で支援するという言葉が沢山あるが、資料5の29ページにファミリー・サポート・センターの設置支援がある。多分、利用人数は減ってきていると思うが、これを続けて支援するということがよいのか、疑問に思ったところを申し上げた。積極的に支援するのがよいのかどうかという思いである。設置するにも人も要るし、場所も要るし、サポートする人材も要るし、そういうことでファミサポを止めているところもあるのではないかと思う。ファミサポの設置の支援というあり方についてどうなのかということも思った。

(事務局) ファミサポについては、育児負担の軽減ということもあるので、縮小していくことは考えていない。これを使いたいという方もおられるので、市町が主体となるが、財政支援はしていきたい。

(部会長) 委員の方々もそれぞれの領域の専門の方であるが、それでもなかなか5年後を見通すのは難しいところもあるので、この目標値、方向性をどこまで強く残していくのかについては、柔軟に今後県が施策を進める中で、考えていただければと思う。今すぐ消す必要はないかもしれない。

(委員) ここ数年で子育て世代包括支援センターの設置が各市町で進み、妊娠期の母子手帳の交付の相談を初めとして、妊娠期からの切れ目のない関わりということで、非常に早期から必要な方への支援が充実しつつあると思っている。

個別に関わらせていただく中で、母親自身に精神疾患や障害などのある方が、現状のサービスでは支援が十分でないというような状況が出てきており、支援の必要な方の拾い上げはできるが、支援に結びつけられるようなものがないという実態がある。

その中で、既存のサービスだけではなく、地域住民や企業等を巻き込んだ多様な社会資源をつくり出していくことが、非常に重要であると感じている。

サービス利用の仕方も二極化していると感じており、利用者数は増えていると思うが、同じ人が利用していて、利用しない人は、なかなかそこにもつなげないという現状の中で、この数値をどう読んでいくのかというところも見させてもらっていた。

また、支援している中で、子育てにつまずいておられる方を見ていくと、御主人のサポートが得られていないとか、あるいは実際に手を貸してはもらえるが、同じ方向を向いて子育てに向き合っていないところもあるので、夫婦でともに子育てをすることは、今後非常に重要なポイントになってくる。そこがしっかりしていれば、子育てのしんどさとか不安を乗り越えていく上での非常に重要な点になるのではないかと思う。

(委員) 全くそのとおりだと思ったが、私たちNPOが自力で困難な方を見つけて支援をしようと思って、例えばグループをつくる、相談の窓口をつくるということを今までは最前線でやってきたが、ニーズがしんどいところに行くと、私たち単独でというのは非常に難しい。専門性も必要でお金もかかる。そういう中で、サークルなりサロンのNPOと、専門性を持った市町、県が同じ方向を向いて、それをどう事業として持っていくのかというところが問われていると思うので、市がする、NPOがする、ではなく、同じ方向を向いて、どうしたらそれが実現できて持続させられるのか、人的、お金の面も含めてそういうことを、もっとそれぞれの困難な事例に合わせてやっていければよいと思ったのでつけ加えさせていただく。

(委員) 10月から実施される無償化について、7月ぐらいから各市町で説明会が開かれている。保護者の方々も、この無償化について大変関心が強いように見受けられる。

実際に今まで保育料の関係で、様々な選択肢が狭められた中で、それが広がっていくことは大変歓迎されているところではあるが、受け入れる我々幼稚園の側としては、特徴のあるものを今後出していないと、選んでいただけないのではないかと考えている。

また、働き方改革によって、幼稚園の先生方は担任を持つと、保育をしている間

に休憩をとるとというのは、なかなか現実問題として厳しいということがある。

そうした中で、例えば、担任・副担任を置くといった方策をとりながら、負担を少しずつ分散させられればよいが、無償化だけでは、その部分はカバーできてないというところがあり、そうしたところをカバーしていかなければならないと思っている。

もう1点、特徴を出すというところで、無償化にすることにより、今まで働けなかったという母親も、預かり保育を充実することによって働けるというお声も聞いている。夏休みや春休みなどの長期休暇の中で、これからは受け入れていかざるを得ないという思いもある。そうした現状があると考えている。

(委員) 働き方改革により、先生の就労時間が短くなってきているので、学校に頼み事をして、教育委員会に上げていただいても、先生方の時間が持てないとかで、地元の自治会長から市役所に要望を出しても、中々話が通らないからPTAから言って欲しいということがあり、多い時は月に2、3回市役所に足を運んで直接担当課に話を聞いていただいたことにもある。本当に子どもたちが10年後、この滋賀県で子育てをしたいのか、子どもを産みたいと思っているのかと思った時に、自分が何をしてあげられるのかを考えることが最近増えてきて、幸せな滋賀県と仰ったと思うが、その発信について市役所に行って初めてどこに相談したらよいのかを知ることが多い。誰も教えてくれないし、学校に相談できる方がおられると、親自身が1人にならなくて済む。

学童の先生に相談されている人の姿も目の当たりにしたので、ハード面のケアも大事であるが、それを振興しながらソフト面のところをしっかりとしていかないと、結局ハードが生きてこないと思うので、本当に子どもたちが安全に暮らせる滋賀県、楽しい滋賀県、滋賀県に住みたいという思いを持ってもらえるようにしていただければと思う。

(部会長) 今日も沢山辛口の意見をいただいているが、もちろん県や県内の団体は良いことも沢山しているのに、そういう情報がうまく届かないということがあるので、届け方はほとんど書いていないので、少し工夫をいただければと思う。

それから、如何に同じ方向を向いて連携していくかということを含めて届け方ということが非常に大切だと思うので、もし何か書き込めることがあれば、お願いしたい。

(委員) 今後5年間での計画づくりのために、私は滋賀らしい計画という意味で、ここに力点を置いていただきたいという私の個人的な思いを2点お話しさせていただきます。

切れ目のない支援をしていくというところからすると、先ほどからお話があったように、妊娠をされてから生後1年に至るまでの期間、滋賀県は様々なアプローチがあると。京都や東京、大阪に比べて、そういう保護者に対するアプローチをきっちりやると。当然、押しつけのアプローチではないが、選択されたらいつでも行政の支援の手が届くというようなものにしていただく、オリジナルのメニューとしてやっていただきたいと思う。

私も子育て支援の拠点センターをしているが、利用回数は多い。同じ人が何回も利用されるということである。しかしながら、本当に支援が必要な方に来ていただいているかは非常に疑問である。そういう方になかなか来ていただけない。

そこに何らかの全体での仕組みで、そのような方々に手が差し伸べられるようなアプローチ施策が全国で滋賀県は1番多いというのをまず考えるべきということが1点。

もう1点は、特別支援、障害をお持ちの方が本当に年々増えていって、なかなか認定を受けられない子どもも多い。保育所にいると、本当にたくさんの方が来られるが、様々な理由で認定をされていない方が多く、そうした特別支援が必要な子どもに対する施策を強力にして、子育てに暖かい県と言っていただけるような、ある意味ではこの2点に集中しても良いと思う。

それ以外は、各市町に任せても十分できる力はあると思うので、県としてはここを頑張ると、そのような5年間のプログラムにしていただければ、個人的にはありがたいと思う。

(委員) 近江八幡市の子育て支援計画をつくる担当課であるので、様々な御意見が非常に参考になったが、本市として、初めて母親になった方、初めて子どもを持たれた方が、どうやって親として育っていくかというところが非常にできていないのではないかと思います、初めて子どもを持たれた方を対象として、親育て講座に今年度から取り組んでいる。

来年度からの5年計画を市でもつくっていくが、何が必要なのか、当事者が何を求めているのかということをもまず把握しないといけないと強く思った。また、計画を立て施策を展開していく中で、どこまで本当に届いているのかということも拾っていかないといけないと感じた。

今日皆さんのそれぞれの立場での話を聞かせていただいた中で、本当に子育て支援の範囲は広いが、どこかにポイントを押さえて、それぞれの市町でポイントを押さえながら取組を進めて、また、県と方向性を同じくしていかなければいけないと。それが滋賀県を子育てに優しい県にするということにつながっていくのではないかと思います。

(委員) 先ほど委員から、国の制度を上回る目標とか、具体的な施策を考えてはどうかという御意見があったかと思うが、国も少子化対策として幾つか目標値は持っている。そのこととも関連して設定を考えていただきたい。

また、子どもの数が減るといっては避けられない現実である。少子化対策をこれから進めていかなければいけない必要性というのは、これからますます高まるので、実質的な子育て支援の取組を進めていただきたいと思っている。

数値目標というのは、数値でしかないと思っているが、その対策の中身がどれだけ県民の皆さんに役に立ったかということを検証するなりしていただきたいと思う。

(部会長) 事務局で御意見を何らかの形で反映させた新たな案をつくっていただき、委員の先生方には今度は予め御覧いただいて、2回目の部会にお集まりいただきたいと思う。

(事務局) 次回の審議会の日程については、8月下旬頃に開催できればと考えている。改めて皆様に御都合を照会させていただき、できるだけ多くの方に御出席いただけるよう調整してまいりたい。

また、本日の審議内容については、後日、事務局にて会議概要を取りまとめ、委員の皆様にご確認いただくのでよろしくお願ひしたい。